

令和 3 年 5 月 19 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2020

課題番号：18K01337

研究課題名(和文) 新たな時効障害法の基本思想と解釈

研究課題名(英文) Basic Ideas and Interpretation of Renewal and Postponement of Expiry of Prescription Period in the revised Civil Code

研究代表者

大久保 邦彦 (OKUBO, Kunihiko)

大阪大学・国際公共政策研究科・教授

研究者番号：60258118

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：時効障害制度は、平成29年の民法改正によって、時効の中断・停止から時効の更新・完成猶予へと再構成され、民事手続の申立ては完成猶予事由に、民事手続の終了は原則として更新事由となった。本研究は、ドイツ法圏の学説の検討を踏まえた上で、新たな時効障害制度を正当化する法原理・基本思想を探究し、かかる法原理・基本思想を基礎として、民法典が規定する個別の時効障害事由のすべてについて、何が民事手続の終了事由となるのか、それはいつ終了するのか、等々の解釈学的問題に一定の解答を示した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

時効障害制度は、時効の中断・停止から時効の更新・完成猶予へと再構成されたが、この再構成に伴い発生した多くの問いは、立法で解決されずに残されたままとなっている。本研究は、これらの問いに取り組むため、時効障害制度の正当化根拠を探究し、民法典が規定する個別の時効障害事由のすべてについて、何が民事手続の終了事由となるのか、それはいつ終了するのか、等々の解釈学的問題に一定の解答を示した。本研究は、新たな時効障害制度の正当化という未だ学説が存在しない問いに取り組む点で、学術的独自性・創造性を持つ。また、個別の時効障害事由に関する解釈学的提案は、実務的にも重要な意義を有する。

研究成果の概要(英文)：The 2017 amendment to the Civil Code has established a new system of the renewal and the postponement of expiry of prescription period. And the filing of a civil procedure becomes a ground for postponement of expiry and the termination of a civil procedure becomes a ground for renewal of prescription period in principle. This study has explored the legal principles and basic ideas that justify this new system based on an examination of the theories in the German legal sphere, and on the basis of these legal principles and basic ideas, it has provided certain answers to the interpretation of all the individual grounds of the renewal and the postponement of expiry of prescription period.

研究分野：民法

キーワード：時効 時効障害 更新 完成猶予 民法 ドイツ法 オーストリア法 スイス法

1. 研究開始当初の背景

(1) 平成 29 年民法改正による時効障害制度の再構成 - 中断・停止から更新・完成猶予へ

時効障害制度は、平成 29 年の民法改正によって、時効の中断・停止から時効の更新・完成猶予へと再構成された。改正前は「時効の中断」事由が発生すると、それまでに進行した時効期間がゼロになる結果、時効の完成が妨げられ(暫定的中断効)、時効はその事由が終了した時から新たにその進行を始めるが(確定的中断効)、改正後は、の効力を「時効の完成猶予」、の効力を「時効の更新」と表現することにした。他方、改正前は、時効の完成間際において権利者が時効中断の措置をとることが困難な事由(権利行使困難型の事由)のみを時効停止事由としていたが、改正後は、訴えの提起や民事執行・仮差押え等の手続の申立てなどの権利行使型の事由に対しても、権利行使困難型の事由と同様の効果を与えることにし、「時効の停止」を「時効の完成猶予」と表現することにした。

(2) 民事手続の申立て = 時効完成猶予事由、民事手続の終了 = 時効更新事由という判断枠組

時効障害事由の大半は、民事訴訟・民事執行・民事保全・倒産手続といった民事手続である。改正前は、民事手続の申立ては時効中断事由だったが、改正法は、民事手続の申立てを時効完成猶予事由とし、民事手続の終了を原則として(民事執行の場合は申立ての取下げや法律の規定に従わないことによる取消しを除き)時効更新事由とした。この判断枠組は、訴えの提起によって始まり、裁判所が手続を進行し、確定判決によって終了する民事訴訟には、うまく当てはまる。当事者によって手続の進行が止められることはないし、終了事由・終了時期が明確だからである。さらに、民事訴訟については、時効完成猶予の根拠を権利行使に、時効更新の根拠を権利確定に求めることができる。しかし、民事執行には、この判断枠組はうまく当てはまらない。

(3) 民事執行の終了事由? 終了時期?

民事執行の終了によって時効は更新され、終了時から新たに時効は進行するから、何が民事執行の終了事由となり、いつ民事執行が終了するかは、極めて重要な問題となる。また、法律の規定に従わないことによる取消しによって民事執行が終了した場合には、例外的に時効更新の効力は生じないから、何が「法律の規定に従わないことによる取消し」に当たるかも重要な問題である。

民事執行の場合、執行機関が手続を進行するとは限らず、裁判所の決定によらずに手続が終了することがある。たとえば、債権執行において、差押債権者が自ら被差押債権を取り立てる場合がその例である。まず、被差押債権が全く取り立てられずに放置される場合がある。差押債権額の一部が回収された後、執行裁判所に取立届が提出される場合、されない場合がある。さらなる取立てを差押債権者が予定している場合、予定していない場合がある。差押債権額の全部が回収された後も、取立完了届が提出される場合、されない場合がある。これらの場合に、何が債権執行の終了事由であり、いつ債権執行が終了するかは、判然としない。

債務者所有の不動産に仮差押登記がされた場合、時効の中断効は執行保全の効力(=仮差押登記)が存続する間は継続するので(最判平成 10・11・24 民集 52 巻 8 号 1737 頁)、債権差押えの効力が存続する限り手続は終了せず、時効完成猶予の効力が継続するという考え方もありうる。しかし、いつまでも時効にかからない事態を生じさせる解釈には問題がある。

それ以外の事実、たとえば差押債権者が取立届を提出したとか、取立てを諦めたという事実を終了事由と解するとき、なぜそれによって時効が更新されるのか、を説明するのはなかなか困難である。民法改正前は差押えが時効中断事由とされていたため、中断の根拠を権利行使に求めることができたのとは異なる。民事執行の終了事由とは何か、民事執行はいつ終了するのか、民事執行の終了によってなぜ時効が更新されるのか、という民法改正によって新たに立てられた相互に関連する問いに答えることは、喫緊の課題である(その後、債権執行の終了に関しては、民事執行法が改正された)。

(4) 民事執行の終了による時効更新の根拠

このうち最後の問いについて、法務省の立案担当者は、民事執行の終了が更新事由となる根拠を「確定的な権利行使」に求めている。しかし、この説明はあまり成功していない。まず、権利行使が時効更新の根拠であれば、民事執行の終了ではなく、民事執行の申立てによって時効が更新されると考えるのが自然である。次に、改正法は、改正前に時効中断事由であった仮差押え・仮処分を保全手続の暫定性を根拠に完成猶予事由としながら、他方で、民事執行の準備のための財産開示手続の終了を更新事由とした。しかし、財産開示手続を「確定的な」権利行使というのは困難である。そのため、法制審議会では、民事執行の終了を債務者による権利の黙示的な承認とみる説が手続法学者によって唱えられたが、承認の暇もないうちに時効更新の効力が発生しうる点で、この説も問題を孕んでいる。

(5) 研究課題の核心をなす学術的「問い」

以上の説明では、時効障害事由のうち民事執行をめぐる問題を指摘したが、他の時効障害事由にも種々の問題がある。たとえば、仮差押えの終了まで時効完成猶予の効力が継続するが、その終了時期については、民事執行と同様の問題がある。また、財産開示手続によってなぜ時効が更新されるかも問題となる。研究課題の核心をなす学術的「問い」は、新たな時効障害制度を首尾一貫したものとして捉えることができるのか、どのようにすれば、そう捉えることができるのか、というものである。

2. 研究の目的

本研究は、この「問い」に答えるべく、時効障害に関する諸規定を整合的に解釈するために、新たな時効障害制度を正当化する法原理・基本思想を見いだすこと、かかる法原理・基本思想を基に、民法典が規定する個別の時効障害事由について、何が民事手続の終了事由となるのか、それはいつ終了するのか、等々の解釈学的問題に一定の解答を示すことを目的とする。

改正前は、時効中断事由の正当化理由に関して権利行使説と権利確定説とが対立しており、停止事由に関しては「訴訟をなしえない者に対して時効は進行しない」という原則が持ち出されていたが、中断・停止が更新・完成猶予へと再構成された改正法の下では、従来の議論は大幅にその意味を失った。まず、権利行使のみで時効更新の効力は生じないので、更新事由に関し、権利行使説は成り立たない。立案担当者による「確定的な権利行使」という説明も、上述のように成功していない。他方で、確定判決や和解調書などとは異なり、民事執行の終了によって権利は確定しないので、権利確定説も貫徹できない。

しかるに、改正法を前提とした時効障害制度の正当化に関しては、法制審議会で若干の議論があった程度である。本研究は、新たな時効障害制度の正当化という未だ学説が存在しない問いに取り組む点で、学術的独自性・創造性を持つ。また、個別の時効障害事由に関する解釈学的提案は、実務的にも重要な意義を有する。

3. 研究の方法

本研究の究極的な目的は、新たな時効障害制度を正当化する法原理・基本思想を見だし、個別の時効障害事由に関し解釈学的提案を行うことにある。

まず、法原理・基本思想レベルの議論については、時効に関する基本文献であるスイスの法学者 Spiro の 1686 頁に及ぶ大著 (Karl Spiro, "Die Begrenzung privater Rechte durch Verjaehrungs-, Verwirkungs- und Fatalefristen") など、このレベルの議論を自覚的に行っているドイツ法圏 (ドイツ法・オーストリア法・スイス法) の文献を収集し、それを検討することが中心課題となる。その検討結果から日本法の解釈にさまざまな示唆を得る。

次に、新たな時効障害制度については、改正法の立法過程を検討することが出発点となる。そして、改正前の判例・学説が、改正によってどのような影響を被るのかを、民事訴訟・民事執行・仮差押えなどの時効障害事由ごとに個別に検討する。

かかる作業を踏まえて、本研究は、新たな時効障害制度を正当化する法原理・基本思想を提言し、民法典が規定する個別の時効障害事由のすべてについて、かかる法原理・基本思想を基に、何が民事手続の終了事由となるのか、それはいつ終了するのか、等々の解釈学的問題に一定の解答を示す。

4. 研究成果

まず年度ごとの研究成果を挙げ、しかる後、時効更新と時効完成猶予の正当化に関する結論を述べる。

(1) 平成 30 年度

時効障害法について、本研究のほか『新注釈民法』の時効障害の項目を執筆するため、平成 29 年債権法改正に関する法制審議会の議論をまとめ、改正前の判例の立場を客観的に記述し、平成 29 年債権法改正で規律が変更される点を確認し、民法改正により生ずる解釈上の疑義を挙げ、民法改正に伴い改正が必要と思われる特別法の規律を指摘するという作業を行い、
を論文にまとめた。そのほか、近いうちに成立が見込まれる民事執行法改正に関する法制審議会の議論をフォローした。以下では の一部についてのみ述べる。

改正前民法は、時効の完成が妨げられるという効力と、それまでに進行した時効が全く効力を失い、新たな時効が進行を始めるという効力を、いずれも「中断」という同一の用語で表現しており、このことが時効制度を難解にしている一因となっていたため、改正法は、中断事由によって時効の完成が妨げられるという効力を「時効の完成猶予」、新たな時効が進行を始めるという効力を「時効の更新」という表現を用いて再構成した。このように効力面では「時効の中断」は「時効の完成猶予」と「時効の更新」とに二元化された。その結果、法律の条文も、たとえば手形法 71 条のように、時効の中断を時効の完成猶予・更新に置き換える改正がなされた。しかし、学説上は、「中断」が「更新」に、「停止」が「完成猶予」に変更されたという説明がしばしば見られる。他方で、改正前は、民事手続は時効中断事由とされていたが、改正後は、民事手続の申立ては時効完成猶予事由、民事手続の終了は時効更新事由というように二元化された。しかし、仲裁法 29 条 2 項はこのことを正しく理解せずに、「時効中断」を「時効の完成猶予及び更新」に単純に置き換えたために立法の過誤を犯している。仲裁法の速やかな改正が望まれる。

(2) 平成 31 年度（令和元年度）

まず、民事執行法改正に伴い、第三者からの情報取得手続が時効障害事由に追加され（民 148 条 1 項 4 号）、預貯金債権等に係る情報取得に関しては、財産開示手続の前置は必要なく、情報提供を命じる決定は債務者に送達されないため（民執 207 条）、時効完成猶予の効力が生じたことを債務者が知らないまま手続が進行し、債権者に情報が提供された後に初めて債務者に情報提供が通知され（民執 208 条 2 項）、その時に時効更新の効力が発生するという事態が生じ得ることにより、これまでの研究の路線変更が必要となる可能性が出たため、民事執行法の改正過程を精査した。

外国法の研究については、スピロの大著のうち、総論部分と時効障害の部分を検討し、総論部分に関して論文を執筆した。

次に、最高裁令和元年 9 月 19 日判決（民集 73 巻 4 号 438 頁）が登場した結果、新たに検討を要する問題が生じたため、その検討を行い、強制執行・担保権実行による時効障害についての検討を深めた。

また、土地の共同相続人の 1 人による建物の建築・所有による土地占有と取得時効に関する大阪高裁平成 29 年 12 月 21 日判決（判例時報 2381 号 79 頁）と再生計画に基づく再生債務（主債務）の弁済と保証人に対する時効中断効に関する東京高裁平成 29 年 6 月 22 日（判例時報 2383 号 22 頁）の判例評釈を執筆し、倒産手続参加による時効障害についての検討を深めた。

以上の成果を踏まえ、『新注釈民法』の時効障害の項目の執筆を終えた。

(3) 令和 2 年度

まず、最高裁令和元年 9 月 19 日判決（民集 73 巻 4 号 438 頁）の評釈を執筆した。前年度に検討した民事執行法改正に引き続き、時効障害事由に対する義務者の了知を軽視するものであるが、その問題点、及び、民法及び民事執行法改正によりその先例的価値はほとんど失われたことを指摘した。

そもそも『一問一答民法（債権関係）改正』において、改正債権法の条文の中に、立法者の規律意図を正確に表現できていないにもかかわらず、その条文の解釈が、立法者意思を軽視し、制定法の語義や意義連関を重視する傾向が見られ、それが時効障害制度の理解を困難にしているように思われる。そこで、かかる傾向について、法解釈方法論の立場から批判的な検討を加えた。

次に、時効障害の効力の人的範囲の拡張根拠に関する論文を執筆した。わが国の判例・通説は、通例、効力の人的拡張を認める根拠として、法律の規定のほか、事物・事柄の性質、公平の観点等を挙げるにとどまっている。他方で、時効援用権者に対し時効中断効が及ばないとすると債権者はその者に対し時効中断の方法を持たないにもかかわらず時効の援用を受けるという不合理な結果が生ずるという帰結主義的な根拠と、「ある権利が時効消滅するとそれに従って消滅する権利という関係」（付従性）を挙げる見解（森田宏樹）がある。しかし、スイス法に倣い、代理権・授權により時効障害の効力の人的範囲の拡張を正当化する構成は、わが国においても受容可能であり、説得的であることを主張した。

最後に、『新注釈民法』の時効障害の項目の初校の際に、上記判例の検討の結果などを踏まえ、大幅な加筆修正を行った。

(4) 時効更新事由の正当化

現行民法は、確定判決や確定判決と同一の効力を有するものによる権利の確定（147 条 2 項）、民事執行の終了（148 条 2 項）、承認（152 条 1 項）を時効更新事由としている。このうち、確定判決等によって権利が確定する場合は時効更新の根拠を権利確定に求めることができる。

しかし、民事執行の場合は、権利は確定しないため、別個の説明が必要となる。立案担当者は、民事執行は確定的な権利行使だが、仮差押え・仮処分は暫定的な権利行使なので時効更新事由からはずれる、という理解を示している。これに対して、債務者に争う機会があるにもかかわらず、請求異議や配当異議の訴え等を提起しなかったということが一種の消極的な承認と位置付けられて、時効更新の効力が生じるという意見が出された。また、時効更新の根拠を、債権を認めて手続がされたこと、債務名義等の効力が否定されたと評価できるような事態に至らなかったことによって事実関係の曖昧化が阻止されたことに求める見解もある。

立案担当者による「確定的な権利行使」と「暫定的な権利行使」という区分は曖昧だけでなく、更新事由たる形式的競売・財産開示手続・第三者からの情報取得手続は「確定的な権利行使」とは言い難い。また、「確定的な権利行使」が更新の根拠であるならば、民事執行の終了ではなく、民事執行の申立てによって時効が更新されると考えるのが自然である。したがって、本研究の結論としては、説に従い、時効更新の根拠を債務名義等の執行名義が民事執行手続の中で否定されなかったことに求めることにする。それは、権利者は権利の上に眠っていないこと、一定の事実状態の永続という相手方の信頼の対象が脱落したこと、相手方に権利を争う機会と責任が与えられたのに相手方が権利を争わなかった（あるいは、争ったが功を奏しなかった）た

め権利が存在する蓋然性が高いことによって正当化できる。これを 説に従い「消極的な承認」に引き寄せることもできるが、「権利確定」を「権利存在の高度の蓋然性」に切り下げて、「権利確定」に引き寄せることもできる。すなわち、強制執行は債務名義により行われるが（民執 22 条）債務名義とは執行債権の存在を高度の蓋然性をもって証し得る文書である。執行債権が存在しないにもかかわらず執行が開始された場合には、債務者には反対名義（例、請求異議訴訟における勝訴判決）を執行機関に提出して執行を阻止・排除する権限と責任が分配されている（民執 39 条・40 条）。したがって、その権限と責任が行使されることなく強制執行手続が終了した場合には、執行債権は高度の蓋然性をもって存在するとして時効更新を認めることができる。担保権実行名義（民執 181 条 1 項 2 項・190 条 1 項・193 条 1 項）は債務名義ほど高い蓋然性で権利の存在を示すものではないが、債務者・所有者は執行抗告（民執 10 条）・執行異議（民執 11 条）により担保権の不存在・消滅を主張して容易に担保権実行を排除することができるので（民執 182 条・191 条・193 条 2 項）手続が執行抗告・執行異議等により阻止されることなく進行した場合には、担保権は高度の蓋然性をもって存在すると言ってよい。なお、既判力による権利の確定も、訴訟物たる権利関係の存否に関する弁論の機会を保障された当事者の自己責任が根拠である。

「権利存在の高度の蓋然性」で時効更新を認める以上、時効更新後に権利の不存在を主張することは排除されないため、時効期間よりも前の事実関係の探究が必要となる場合が生じ得る。しかし、かかる事態は、確定判決に再審事由がある場合や、承認後に承認された権利の存在を争う場合にも生じ得る。時効期間経過後になされる所有権の時効取得の主張を否定するための他主占有権原の抗弁も同様である。時効制度があっても、時効期間よりも前の事実関係の探究が全く不要になるわけではない。

(5) 時効完成猶予事由の正当化

現行民法は、権利行使型の完成猶予事由と権利行使困難型の完成猶予事由とを持つ。

まず、権利行使型の完成猶予事由（147-151 条）については、権利が行使されることによって、権利者は権利の上に眠っておらず、一定の事実状態の永続という相手方の信頼の対象が脱落する。また、権利行使（民事手続）の終了後は権利を行使する期間が限定されるので、権利の存否が長期に亘り不明となる事態が避けられる。

次に、権利行使困難型の完成猶予事由（158-161 条）については、時効完成に対する相手方の信頼は多少害されるが、「訴訟をなしえない者に対して時効は進行しない」という権利者の自己責任の前提を否定する原則と、完成猶予期間も長期に亘らないことによって、正当化できる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 69(6)
2. 論文標題 時効制度の存在理由について	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 1185-1215
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 59
2. 論文標題 土地の共同相続人の一人による建物の建築・所有による土地占有と取得時効	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 私法判例リマークス	6. 最初と最後の頁 10-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 2121
2. 論文標題 再生計画に基づく再生債務（主債務）の弁済と保証人に対する時効中断効	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融法務事情	6. 最初と最後の頁 22-25
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 68(3)
2. 論文標題 民法（債権関係）改正による時効障害制度の再構成 中断・停止から更新・完成猶予へ	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 483-518
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 70(2)
2. 論文標題 時効障害の効力の人的範囲の拡張根拠	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 阪大法学	6. 最初と最後の頁 221-250
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 156(2)
2. 論文標題 債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生ずるためにその債務者が当該差押えを了知し得る状態に置かれることの要否	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 民商法雑誌	6. 最初と最後の頁 341-355
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大久保 邦彦	4. 巻 1544
2. 論文標題 債権差押えによる時効中断効発生のためには、債務者が債権差押えを了知し得る状態に置かれることを要しない	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 ジュリスト『令和元年度重要判例解説』	6. 最初と最後の頁 64-65
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------